

第 2 号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	企画部企画課	
契約締結年月日	令和 8 年 3 月 2 3 日	
業 務 名	ギフトカード型商品券有効化等業務（単価契約）	
業 務 の 概 要	ギフトカード型商品券の有効化等	
契約金額（税込）	1 枚当たり 2 5 0 円（税抜）による単価契約 （予定金額 2 3, 1 0 0, 0 0 0 円） ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	インコム・ジャパン株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>本業務は、国の重点支援地方交付金を活用し、迅速かつ的確な事務の遂行が求められる食料品等の物価高騰対策として、市民 1 人につき、5, 0 0 0 円分のギフトカード型商品券を配付する事業のうち、その業務履行に必要なギフトカード型商品券の有効化等を行う業務である。</p> <p>インコム・ジャパン株式会社は、食料品等物価高騰対策支援事業において、本市とギフトカード型商品券発行等業務の契約を締結していることから、他の事業者には本業務を履行することができないため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約とする。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部企画課です。